

令和4年度 山梨県立男女共同参画推進センター 保育士・保護者等向け出前講座  
実施要項

1 目的

この要項は、幼児期や学童期からの男女共同参画教育を進めるため保育士や幼稚園教諭、補助スタッフ、保護者等を対象として開催される研修会や学習会に専門家を講師として派遣する「保育士・保護者等向け出前講座」の実施に関して、必要な事項を定める。

2 講座の内容

- (1) 男女共同参画の基本的な考え方に関するもの。
- (2) 固定的性別役割分業や無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）に関するもの。
- (3) 多様な性に関するもの。
- (4) その他、開催するに相応しい内容と館長が認めるもの。  
(具体的な内容については協議のうえ、決定する。)

3 対象

- (1) 管内の市町村に所在する保育所、幼稚園、認定こども園、学童保育施設、児童館並びにこれらの保護者団体
- (2) 管内の市町村で活動する男女共同参画を推進する団体等  
(原則として10名以上の参加者が見込まれる講座とする)

4 講師の選定・経費負担等

- (1) 出前講座の講師は、申込者との協議を踏まえ、びゅあ総合が選定する。
- (2) 講師への謝金は、2万円を上限として、びゅあ総合が負担する。
- (3) 講師の交通費は県内に限り、協会規定のもと、びゅあ総合が負担する。
- (4) 講座の企画や運営、会場の手配・準備等は、申込者が行う。
- (5) 申込者に講座企画運営等のノウハウがない場合は、必要に応じ、開催運営をサポートする。

5 申し込み

- (1) 原則として、希望する開催日の2か月前までにびゅあ総合に申込書（様式1）により申し込む。内容の審査を行い、講師の派遣を決定する。
- (2) 講座終了後、1週間以内の実績報告書（様式2）及びアンケート集計結果を提出する。
- (3) 講師の派遣は、1団体1年度1回を原則とする。

7 その他

- (1) 開催に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実施会場の施設に係る新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインに沿った措置を採ること。